

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（審議案件）

令和 6 年 8 月 15 日 提出

案 件 担 当 部 課 等	政策部政策課
案 件 名 称	三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の基本方針について
部 門 経 営 部 会 審 議 した 日	—
資 料 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審 議 依 頼 事 項	<p>三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>
現 状 と 課 題	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、健康保険証は原則廃止となり、マイナンバーカードに一体化されるため、令和 6 年 12 月 2 日以降は健康保険証が新たに発行されなくなる。</p> <p>福祉医療費助成の事務における三浦市の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者の資格確認においては、情報提供ネットワークシステムを用いず、庁内連携により被保険者情報を取得するため、標記条例について必要な規定の整備を行うものである。</p>
案 件 担 当 部 課 等 の 見 解	<p>別紙、基本方針のとおり三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正することとしたい。</p> <p>審議決定後は、令和 6 年第 3 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>
総 合 計 画 及 び 予 算 と の 関 係	<p>大綱 4 計画の推進に向けて 目標 3 機動力のある市役所づくり 施策 1 業務の効率化</p>
備 考	説明員 鷲阪政策課長 三橋政策課 G L